

NPO法人 教育実践研究会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人教育実践研究会（略称KJK）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区晴海1丁目6番1-3707号室に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、教育実践の改善と青少年の健全な育成をめざして、調査研究活動や研究会・研究発表会などを通じて、子どもの幸せと教育の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 研究会、研究発表会の企画・運営
- (2) 授業改善・教育実践に関する活動とそのための調査研究・資料収集活動への支援
- (3) 教育支援・相談事業
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認め

なければならない。

- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、任意団体「教育実践研究会」の会員であった者が入会を希望するときは、入会金を免除する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

6 役員の選任に関して、別に「役員選考規定」を設ける。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、役員報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 理事長の判断により、電磁的方法やインターネットを利用した理事会の開催を認める。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	田甫	桂三
副理事長	宮林	正恭
理 事	牛込	彰彦
理 事	金児	正史
理 事	川越	孝洋
理 事	郡	吉範
理 事	嶋田	由美
理 事	壽福	隆人
理 事	新保	江美
理 事	東出	久
理 事	山下	一夫
監 事	奥村	勇雄
監 事	島田	行信

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2027年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人・団体）5,000円 賛助会員（個人・団体）2,000円

(2) 年会費 正会員（個人・団体）5,000円 賛助会員（個人・団体）1口2,000円（1口以上）

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

NPO法人教育実践研究会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名		
1	☒ 理事・監事	タンボ ケイゾウ	有・ ☒ 無	理事長
		田甫 桂三		
2	☒ 理事・監事	ミヤバヤシ マサヤス	有・ ☒ 無	副理事長
		宮林 正恭		
3	☒ 理事・監事	ウシゴメ アキヒコ	有・ ☒ 無	
		牛込 彰彦		
4	☒ 理事・監事	カネコ マサフミ	有・ ☒ 無	
		金児 正史		
5	☒ 理事・監事	カワゴエ タカヒロ	有・ ☒ 無	
		川越 孝洋		
6	☒ 理事・監事	コオリ ヨシノリ	有・ ☒ 無	
		郡 吉範		
7	☒ 理事・監事	シマダ ユミ	有・ ☒ 無	
		嶋田 由美		
8	☒ 理事・監事	ジュフク タカト	有・ ☒ 無	
		壽福 隆人		
9	☒ 理事・監事	シンボ エミ	有・ ☒ 無	
		新保 江美		
10	☒ 理事・監事	ヒガシデ ヒサシ	有・ ☒ 無	
		東出 久		

設立・役員変更用

11	理事・監事	ヤマシタ カズオ		有・無	
		山下 一夫			
12	理事・監事	オクムラ イサオ		有・無	
		奥村 勇雄			
13	理事・監事	シマダ ユキノブ		有・無	
		島田 行信			

2025 年度 事業計画書

NPO 法人 教育実践研究会

1 事業実施の方針

教育実践の改善及びそれを通して子どもの幸せと教育の発展を目的とした研究活動を行う。会員個人、会員で構成する研究グループ、会員が参加・関係する子どもの健全な育成活動や子ども支援グループの実践活動を物心両面で支援し、子どもの生活・教育改善を目指すとともに、あわせて教育実践全般の改善を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【1,430】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
研究会、研究発表会、研究会の企画・運営	毎月1回研究発表会を開催	毎月第3土曜日午後8時～10時	オンライン	30名	会員および市民	多数	130
授業改善・教育実践に関する活動と調査研究・資料収集活動への支援	会員の申請による研究調査費・資料収集費の補助	随時	オンライン申請・オンライン審査	20名	会員および市民	多数	700
教育支援・相談事業	会員が参加、関係する、もしくは紹介するグループや個人への教育支援・教育相談活動	随時	オンライン申請・オンライン審査	10名	会員および市民	多数	600

2026 年度

事業計画書

NPO 法人 教育実践研究会

1 事業実施の方針

教育実践の改善及びそれを通して子どもの幸せと教育の発展を目的とした研究活動を行う。会員個人、会員で構成する研究グループ、会員が参加する研究グループの教育実践や調査活動・資料収集活動を物心両面で支援し、教育実践の改善を支援する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【3,600】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
研究会、研究会の企画・運営	毎月1回研究発表会を開催	毎月第3土曜日午後8時～10時	オンライン	30名	会員および市民	多数	300
授業改善・教育実践に関する活動とその他の調査研究・資料収集活動への支援	会員の申請による研究調査費・資料収集費の補助	随時	オンライン申請・オンライン審査	20名	会員および市民	多数	1,500
教育支援・相談事業	会員が参加、関係する、もしくは紹介するグループや個人への教育支援・教育相談活動	随時	オンライン申請・オンライン審査	10名	会員および市民	多数	1,800

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人教育実践研究会

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			185,000
正会員受取会費	65,000		
賛助会員受取会費	100,000		
2 受取寄附金			200,000
受取寄附金	200,000		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			500,000
受取補助金	500,000		
4 事業収益			0
研究会・研究発表会の企画運営	0		
授業改善・教育実践に関する活動とそのための調査研究・資料収集活動	0		
教育支援・相談事業	0		
5 その他の収益			750
受取利息	750		
経常収益計			865,750
【B】 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			0
給料手当	0		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			1,430,000
会議費	70,000		
旅費交通費	160,000		
補助金	1,000,000		
図書費	50,000		
印刷製本費	150,000		
事業費計			1,430,000
2 管理費			15,000
(1) 人件費			0
役員報酬	0		
アルバイト代	15,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			325,000
消耗品費	58,000		
通信運搬費	67,000		
旅費交通費	200,000		
管理費計			340,000
経常費用計			1,770,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			-904,250
【C】 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①＋②・・・③			-904,250
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
設立時正味財産額・・・⑤			8,000,000
次期繰越正味財産額 ③－④＋⑤			7,025,750

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人教育実践研究会

（単位：円）

目		金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			225,000
正会員受取会費	75,000		
賛助会員受取会費	150,000		
2 受取寄附金		300,000	300,000
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等		500,000	500,000
受取補助金			
4 事業収益		0	0
研究会・研究発表会の企画運営	0		
授業改善・教育実践に関する活動とそのための調査研究・資料収集活動	0		
教育支援・相談事業	0		
5 その他の収益		700	700
受取利息	700		
経常収益計			1,025,700
(B) 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費		0	
給料手当	0		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費		3,600,000	
会議費	100,000		
旅費交通費	300,000		
補助金	3,000,000		
書籍代	80,000		
印刷製本費	120,000		
事業費計			3,600,000
2 管理費			30,000
(1) 人件費		0	
役員報酬	0		
アルバイト代	30,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費		280,000	
消耗品費	60,000		
通信運搬費	70,000		
旅費交通費	100,000		
予備費	50,000		
管理費計			310,000
経常費用計			3,910,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①			-2,884,300
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③			-2,884,300
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			7,025,750
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			4,071,450

NPO法人 教育実践研究会 設立趣旨書

日本の近代公教育は、明治期の制度創設以来150年を超える歴史を有し、その教育活動は、わが国の近代化と社会の発展において重要な役割を果たしてきました。とりわけ戦後の教育改革を経て、民主的な教育理念が社会に定着し、国際社会で活躍する数多くの人材が輩出されてきました。こうした成果は、今後とも持続的に発展・継承されるべきものであり、教育の持つ公共性と普遍的価値をあらためて確認する必要があります。

しかしながら、近年、急激な社会構造の変化の中で、公教育が直面する課題も多様化・深刻化しています。日本の相対的貧困率は14%前後で、家庭の経済状況や地域格差が、子どもの教育機会に大きな影響を与え、教育を通じた公平な成長の機会が損なわれる傾向にあります。これらは子どもの健全な育成に対して重大な課題であり、いじめや不登校など教育の原点が、今、問われています。

さらに、AIの発展やSNSの普及、ICT環境の高度化により、学校教育を取り巻く環境は大きく変容し、これまでの一斉・画一的な教育から、児童生徒が自ら学び、考え、表現する力を育むアクティブラーニングや探究学習が求められ、教育の質的転換が不可欠となっています。

私たち教育学者・教育実践活動家は、これらの課題に対して真摯に向き合い、これまで任意団体として貧困児童への学習・生活支援や肢体不自由児童へのボランティア活動を行うかたわら、問題把握のための実践理解・実践研究支援を行ってきました。勉強会や研究会では、多様な参加者がオンライン・対面の場を通じて活発な議論を交わし、教育現場の課題や解決策について知見を共有し提言をしてきました。これらの活動は、日本国内にとどまらず、発展途上国の子どもたちを対象とする教育支援にも広がりを見せています。

これらの活動が徐々に評価された参加者も増加し今後は、これまでの成果を基底にし、教育実践問題を究明しその結果を社会に還元するために、任意団体から特定非営利活動法人（NPO法人）へと組織を改め、活動の公的性・継続性・透明性を高め、広く社会からの信頼と支援を得られる体制を築く決意を固めました。

NPO法人化により、私たちの存在や活動を社会の人々に広く知られ、参加の機会を提供できるようになります。また、多様な立場からの意見・批判・支援を受けることで、活動基盤が強化され、教育の質的向上と社会貢献の可能性がいっそう拡がると確信しています。

申請に至るまでの経過

平成30年3月 任意団体「教育実践研究会」発足

平成30年3月 第1回勉強会開催

令和2年3月 報告書1号「日本の教育を変えるには」発行（現在19号）

令和7年5月 任意団体「教育実践研究会」総会でNPO法人への移行を決定

令和7年9月 NPO法人教育実践研究会の設立総会開催

令和7年 9月 14日

設立代表者 教育実践研究会会長

氏名 田甫桂三